

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第一号）第十八条第一項の規定により、農地中間管理機構から次のとおり農用地利用配分計画の認可の申請がありました。

なお、当該農用地利用配分計画は、奈良県農林部担い手・農地マネジメント課において令和元年十月二十九日から同年十一月十一日までの間縦覧に供します。

令和元年十月二十九日

奈良県知事 荒井正吾

一 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住所	
黒田 憲治	桜井市	三筆 桜井市大字山田一二三七番ほか
吉川 磨佐弘	高市郡明日香村	七筆 桜井市大字山田一七八番一ほか
阪田 裕伸	御所市	十二筆 御所市大字西北窪七三番一ほか
阪田 裕伸	御所市	二筆 御所市大字鴨神二二四四番ほか
特定非営利活動法人 ハンサムガーデン	宇陀市	宇陀市大字陀東平尾四六一番

二 申請年月日

令和元年十月十七日